

鳥取県告示第 513 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（ため池等整備事業 柿谷地区 農地防災）について、平成19年6月4日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝